

「小さな生き物たちと育むお米」ロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市に商標権が帰属する「小さな生き物たちと育むお米」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を本市以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの使用目的）

第2条 本ロゴマークは、本市における環境にやさしい農業の実践を推進するとともに、産地イメージ及び長岡産米の価値向上を図るために使用する。

（定義）

第3条 「小さな生き物たちと育むお米」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号に定める自然環境の保全に資する農業の生産方式を用いることにより、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農産第3969号農林水産事務次官依命通知）に基づく交付金の交付対象となっている長岡市内の農地で栽培された米のことをいう。

2 この要領におけるロゴマークとは別図に掲げるものをいう。

（使用対象者）

第4条 ロゴマークの使用対象者は次に掲げる者とする。

- （1） 第3条第1項に定める生産方式を実践する農業者
- （2） 第3条第1項に定める生産方式を実践する農業者の米を販売する者
- （3） 米の販売を伴わず、本市取組のPR等を主な目的とする者
- （4） その他市長が認める者

（使用申請）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、「ロゴマーク使用申請書」（様式第1号）に必要な資料を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続を省略することができる。

- （1） 報道機関等がロゴマークを報道の目的で使用するとき
- （2） その他市長が必要と認めたとき

（使用許可）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、「ロゴマーク使用許可書」（様式第2号）により当該申請者に通知する。なお、市長は使用許可に際し、必要な条件を付することができる。

（使用の様態）

第7条 ロゴマークは、第3条第1項に定める生産方式で栽培された米の袋、包装箱等への表示のほか、PR資材（ポスター、チラシ）、当該米を販売するwebページ等に表示することができる。

2 ロゴマークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙ガイドラインのとおりとし、本市に無断での変更、切除その他改変は一切禁止する。

（使用期間）

第8条 ロゴマークを使用できる期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までの期間内とし、市長が使用許可書において定める期間とする。

2 使用者は、前項の期間内において必要な期間を申請することができる。

3 前2項の使用期間の終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申請しなければならない。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 第6条の規定による使用許可の範囲内で使用すること。
- （2） 前号に規定する使用の場合を除くほか、本市に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他の本市の商標権を侵害する行為を行わないこと。
- （3） 使用の開始に当たっては、第6条の規定による使用許可に係るロゴマークの使用の媒体の見本を市長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（使用の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による使用許可を取り消し、又はロゴマークの使用を中止させることができる。

- （1） ロゴマークを使用する者が、この要領の規定に違反しているとき。
- （2） ロゴマークの使用が、本市の品位を傷つけるおそれがあるとき。
- （3） ロゴマークの使用が、法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） ロゴマークの使用が、特定の個人、政党若しくは政治団体又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5） ロゴマークを使用する者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
 - ウ 法人その他の団体であって、その役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者であること。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であること。

(6) その他市長がロゴマークの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消す場合は、「ロゴマーク使用取消書」(様式第3号)により行う。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、ロゴマークの使用を直ちに中止しなければならない。

(使用実績の報告)

第12条 ロゴマークを使用する者は、使用期間の終了後、「ロゴマーク使用実績報告書」(様式第4号)に必要な資料を添付して、市長に報告しなければならない。

(責任の制限)

第13条 第11条の規定により使用許可を取り消し、又はロゴマークの使用を中止させた場合において、ロゴマークの使用者に損害が生じて、本市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

2 ロゴマークの使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(変更届及び変更申請)

第14条 ロゴマークの使用者が、第5条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「ロゴマーク使用変更申請書」(様式第5号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許可することができる。

3 前項の規定による許可は、「ロゴマーク使用変更許可書」(様式第6号)により行う。

(その他)

第15条 この要領に基づき収集した個人情報は、ロゴマークの使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しない。

2 使用許可を受けた法人及び個人、その他の団体の名称、ロゴマークの使用目的及び使用方法その他の個人情報以外の情報にあっては、必要に応じて公表する場合がある。

3 第5条第1項の規定による申請をした者は、この要領の規定に同意したものとみなす。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則(施行期日)

この要領は令和6年7月1日から施行する。

附則

この要領は令和 7 年 6 月 1 日から一部改正、施行する。

附則

この要領は令和 8 年 8 月 1 日から一部改正、施行する。

